

4 良好な生活環境の確保

大気環境の保全

H17 (基準年)	H23	H24	H25	H32 (目標)
大気中の二酸化窒素 (No2) 濃度 (ppm)				
0.007 ~ 0.027	0.005 ~ 0.022 	0.011 ~ 0.039 	0.011 ~ 0.039 	環境基準値 0.06以下
達成度 (%)	100	100	100	100

● 大気の現況把握

京都府及び関西電力(株)が大気汚染状況を常時監視しています。

測定地点	京都府測定局 … 浜 (新舞鶴小学校) に設置 関西電力(株)測定局 … 三浜、岡安、和田、七日市、上東に設置
------	--

● 工場、事業場からの大気汚染 (含む悪臭) の抑制

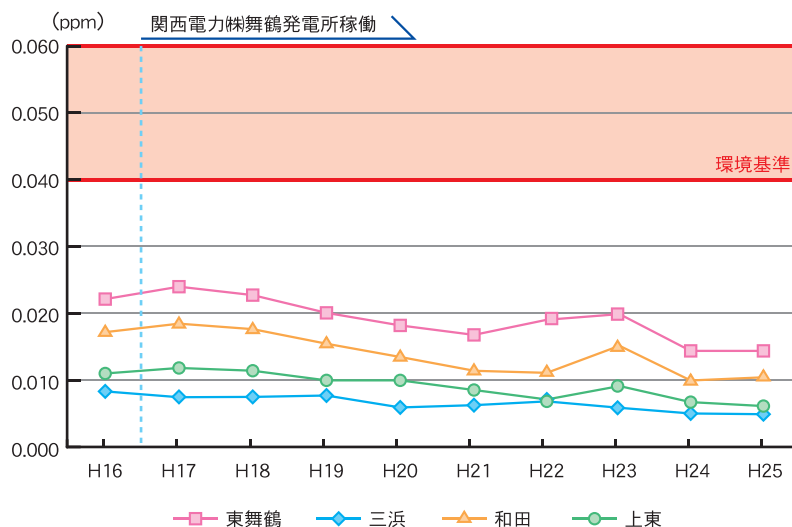
市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 自動車排ガスの監視強化

交通量の多い道路27カ所で年1回、二酸化窒素の簡易測定を実施し、自動車排ガスによる影響を監視しています。

二酸化窒素 (NO₂) の測定結果

二酸化窒素は、工場やボイラー、自動車のエンジン、家庭用のコンロやストーブなどでの燃料の燃焼に伴い発生します。平成16年度～25年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



二酸化窒素
環境基準
1時間値の1日平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
年間の環境基準評価方法
年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

二酸化窒素の測定結果（市測定分）

単位：ppm

道 路 名	測 定 地 点	H25
国 道	27号	舞鶴市字真倉地内
	27号	舞鶴市字十倉地内
	27号	舞鶴市字北田辺地内
	27号	舞鶴市字上安地内
	27号	舞鶴市字北吸地内
	27号	舞鶴市字浜地内
	27号	舞鶴市田中町地内
	27号	舞鶴市字小倉地内
	175号	舞鶴市字上福井地内
	175号	舞鶴市字寺内地内
主 要 地 方 道	177号	舞鶴市字魚屋地内
	東舞鶴・停車場線	舞鶴市字浜地内
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内
	志高西舞鶴線	舞鶴市字公文名地内
	舞鶴綾部福知山線	舞鶴市字七日市地内
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字森地内
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字福来地内
	小倉西舞鶴線	舞鶴市清美が丘地内
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字行永地内
府 道	舞鶴野原港高浜線	舞鶴市字大波下地内
	物部西舞鶴線	舞鶴市字上福井地内
	由良・金ヶ岬・上福井線	舞鶴市字喜多地内
	余部下舞鶴港線	舞鶴市字長浜地内
	老富・舞鶴線	舞鶴市字常地内
	西舞鶴停車場線	舞鶴市字引土地内
	高浜・舞鶴線	舞鶴市字安岡地内

平成21年度から年1回、カプセル簡易測定法(※)により測定。

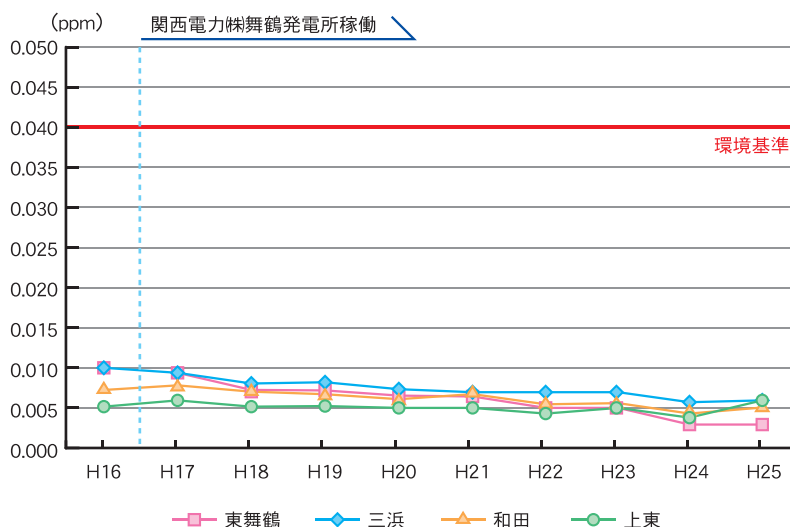
27カ所すべてにおいて環境基準を達成しています。

※カプセル簡易測定法…空気の捕集管としてのフタ付プラスチック容器などに、吸収剤をしみこませたろ紙を入れ測定場所に設置。24時間経過後にカプセルを取り外し、発光液(ガルツマン液)を加えて発色させ、その色の濃さを比色計で測定して濃度を計算します。

年間の環境基準達成
年間の環境基準未達成

二酸化硫黄(SO₂)の測定結果

二酸化硫黄は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生する気体です。無色で刺激臭があります。平成16年度～25年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



二酸化硫黄

環 境 基 準

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.04ppm)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

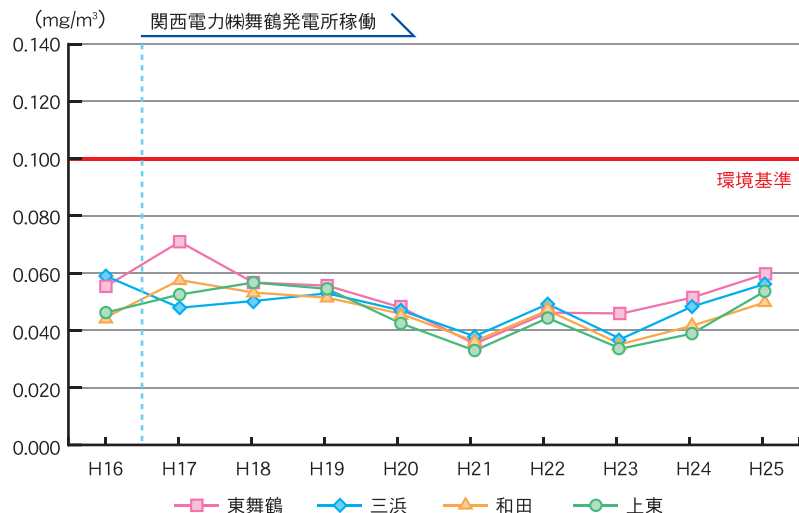
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年間の環境基準達成
年間の環境基準未達成

4 良好な生活環境の確保

浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

浮遊粒子状物質は、工場などのばいじんやディーゼルエンジンの排気ガスなどから発生するもので、その粒径が $10\mu\text{m}$ （※1）以下のものをいいます。非常に小さいため大気中に長時間とどまります。平成16年度～25年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

浮遊粒子状物質

環境基準

1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ （※2）以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

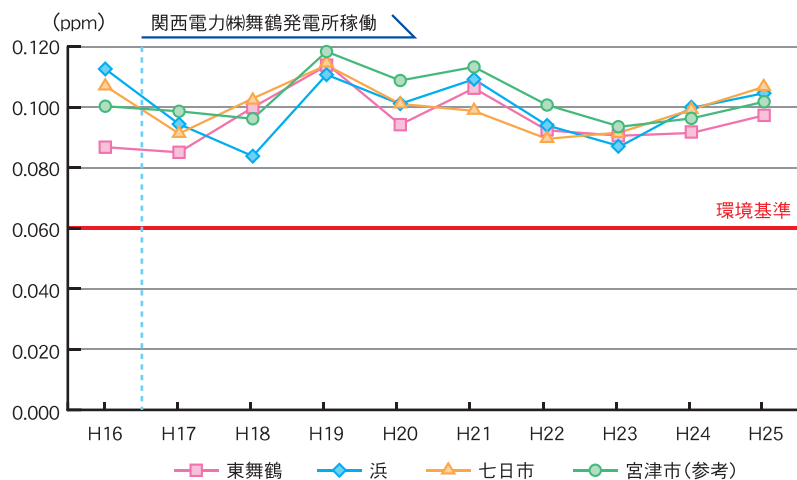
年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準（ $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ ）以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

- ※1 μm :長さの単位。マイクロメートル。
 $1\mu\text{m}=100\text{万分の1メートル}$
 ※2 mg/m^3 :大気1立方メートル中の量。
 mg は重さの単位。
 $1\text{mg}=1,000\text{分の1グラム}$

- 年間の環境基準達成
 ■ 年間の環境基準未達成

光化学オキシダントの測定結果



光化学オキシダント

環境基準

1時間値が 0.06ppm 以下であること。

環境基準評価方法

6時から20時までの昼間時間帯の1時間値が 0.06ppm 以下であること。

【環境基準を超えた日数と時間数】

項目	年度	H16	H17	H18	H19	H20
東舞鶴	日数	36	52	49	73	65
	時間数	161	270	196	379	346
浜	日数	94	96	46	90	88
	時間数	514	458	208	436	493
七日市	日数	95	80	80	83	81
	時間数	519	447	396	421	439
宮津市(参考)	日数	62	81	89	123	128
	時間数	350	460	491	829	916

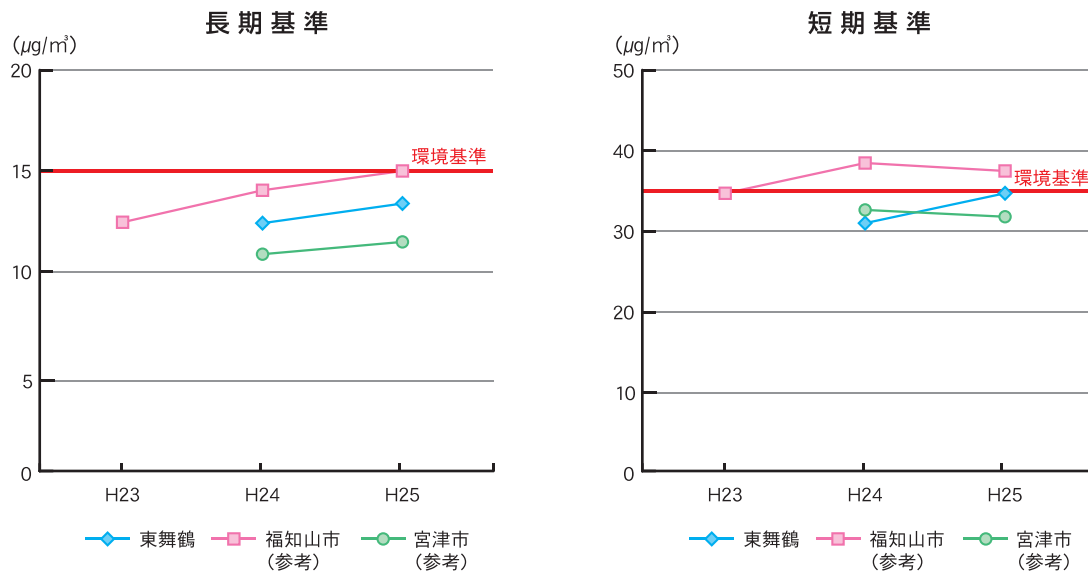
項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25
東舞鶴	日数	74	78	43	59	56
	時間数	423	371	229	286	280
浜	日数	71	80	58	93	78
	時間数	435	413	263	456	452
七日市	日数	62	65	59	74	73
	時間数	365	316	311	380	410
宮津市(参考)	日数	92	91	58	69	86
	時間数	645	620	306	401	508

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすことで発生します。濃度が高くなり、白くモヤがかかったような状態が光化学スモッグです。平成16～25年度の10年間、一度も環境基準を達成していません。また、京都府測定分において環境基準を超えた日数が近年増加傾向にあります。これは府下全域の傾向です。環境基準超過日数が増加している理由は不明ですが、国内では原因物質の排出量が規制により減少傾向であること、もともと原因物質が少ない地方でも濃度が高くなっていることなどから、外国からの飛来が原因の一つではないかといわれています。

PM2.5の測定結果

PM2.5は、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことです。浮遊粒子状物質よりも小さな粒子であるPM2.5は、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系の影響に加えて循環器系への影響も心配されます。

舞鶴市内では平成24年度から測定を行っており、長期基準（年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）では環境基準を達成していますが、短期基準（日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）では、平成25年度に測定値が環境基準を超過した日数が8日ありました。



PM2.5

環境基準

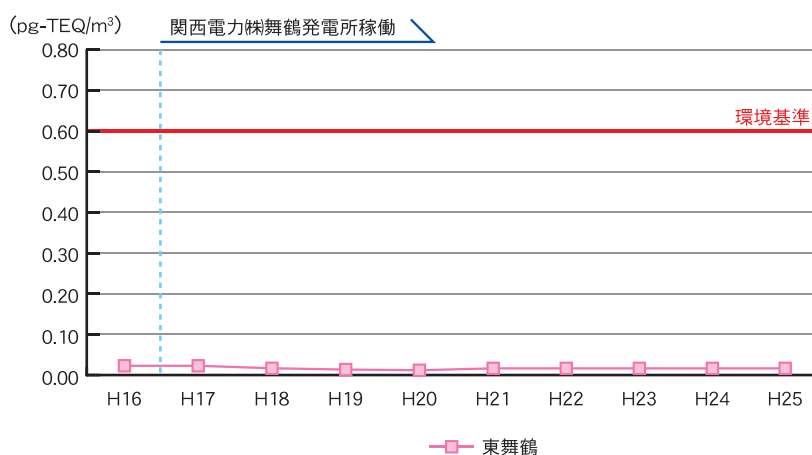
1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準評価方法

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること、かつ、年間を通じて測定した1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、ものが燃える過程などで発生します。非常に毒性が強く、分解しにくい性質を持っているのが特徴です。ダイオキシン類の大気調査は、平成12年度から京都府が東舞鶴測定局（浜）で実施しており、毎年環境基準を達成しています。



ダイオキシン類

環境基準

年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ (※)以下であること。

※ pg-TEQ/ m^3 : 大気1立方メートル中の量。
pgは重さの単位。1pg=1兆分の1グラム。
TEQは、複数種類あるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(TCDD)の毒性に換算した値(毒性等量)ということを示します。

4 良好な生活環境の確保

水環境の保全

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
舞鶴湾の化学的酸素要求量 (COD) 値 (mg / ℓ)					
2.3 ~ 2.9	2.7 ~ 3.3	2.5 ~ 3.1	2.4 ~ 3.2		環境基準値 2以下
達成度 (%)	0 	0 	0 		100
由良川、伊佐津川、河辺川の生物化学的酸素要求量 (BOD) 値 (mg / ℓ)					
0.6 ~ 1.7	0.6 ~ 0.9 	0.8 ~ 1.7 	0.5 ~ 1.1 		環境基準値 2以下
達成度 (%)	100 	100 	100 		100
水洗化普及率 (%)					
70.2	90.9 	92.5 	93.5 		98
達成度 (%)	92.8 	94.4 	95.4 		100
水洗化率 (%)					
58	86.4 	87.3 	87.6 		92
達成度 (%)	93.9 	94.9 	95.2 		100

● 河川や海の現況の把握

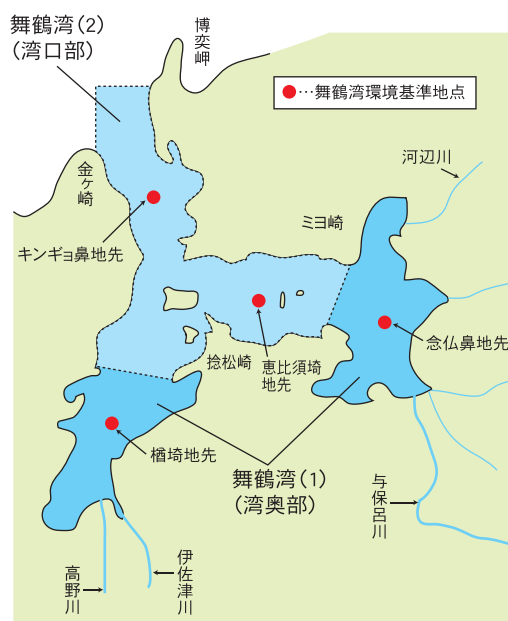
海域（舞鶴湾）では、京都府が4地点で水質を測定しています。また、河川については、市が26地点で、京都府と国土交通省が5地点で測定を行っています。

《舞鶴湾の状況》

海域の環境基準は、舞鶴湾の湾奥部2カ所と湾口部2カ所に設定されており、京都府が年6回水質を測定しています。



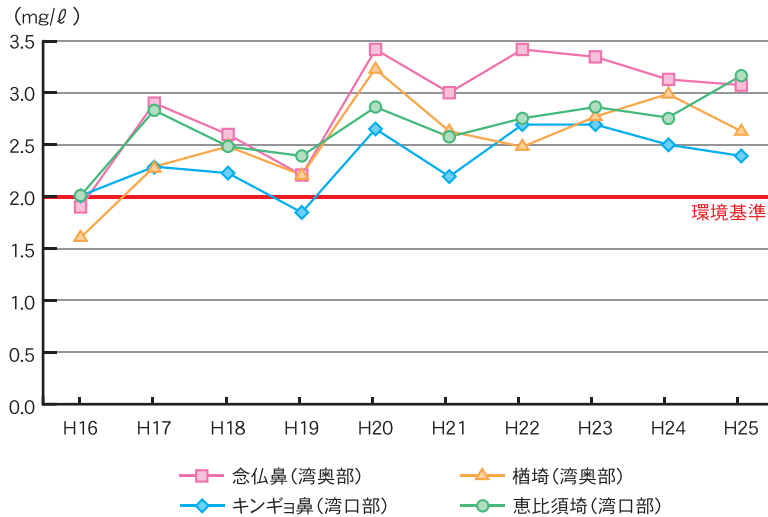
五老岳からの舞鶴湾



舞鶴湾・COD測定結果

水中の有機物質などが、酸化剤で酸化されるときに消費される酸素量のことを化学的酸素要求量（COD）といいます。この数値が大きいほど海の水が汚れていることになります。

平成16年度～25年度の10年間は、平成16年度を除き環境基準が未達成となっています。



COD指定類型 A(※)

環境基準

1日平均値が2.0mg/ℓ以下であること。

年間の環境基準評価方法

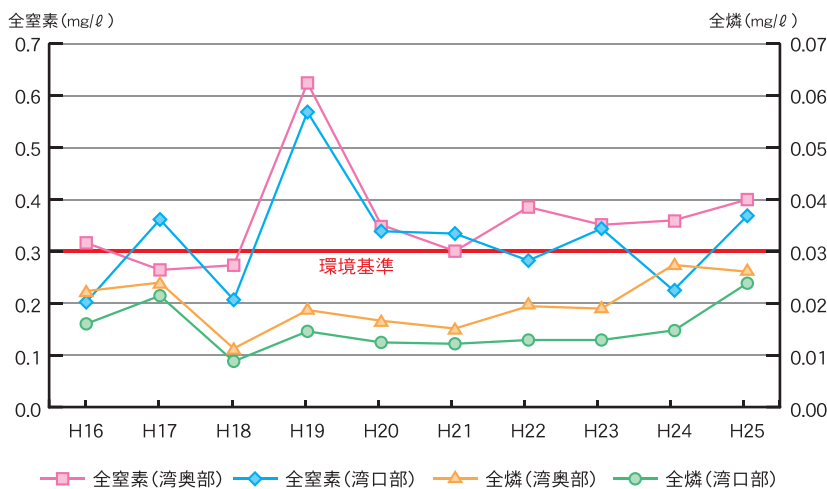
環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが基準以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。本市の場合、2カ所の環境基準地点とともに基準を満たした場合に達成したことになります。

※ 指定類型A: CODに係る海域の類型はABCの3種類あり、Aの場合は、自然採撈などの環境が保全され、マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物が生育できる水質です。

舞鶴湾・全窒素全磷測定結果

全窒素・全磷とは、水中の窒素化合物・磷化合物に含まれる窒素、磷の総量のことです。その値が大きくなると、湾内に富栄養化をもたらし、水生生物に悪い影響を与えます。

平成16年度～25年度の10年間の環境基準達成状況をみると、湾奥部の方が全窒素・全磷ともに濃度が少し高い傾向にあります。



全窒素・全磷 指定類型 II(※)

環境基準

全窒素の年間平均値が0.3mg/ℓ以下であり、かつ全磷の年間平均値が0.03mg/ℓ以下であること。

年間の環境基準評価方法

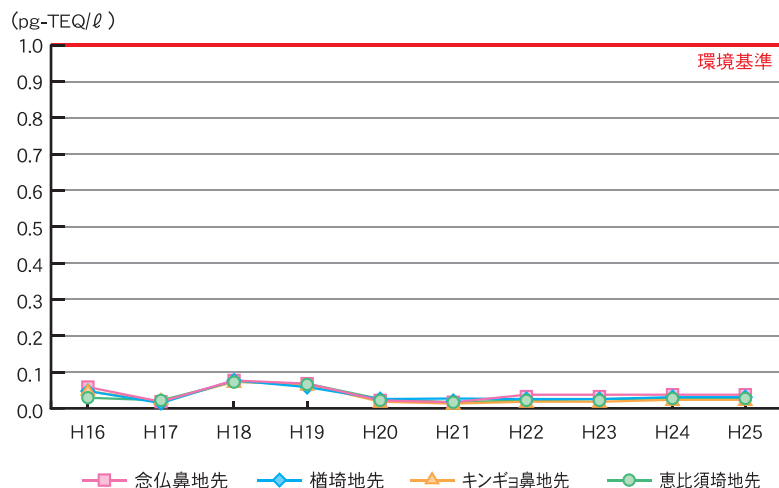
環境基準点において、年間を通じて測定した表層水質の年間平均値の水域内平均値が、全窒素・全磷ともに基準以下であること。本市の場合、2カ所の環境基準地点の平均値がともに基準を満たした場合に達成したことになります。

※ 指定類型II: 窒素・磷に係る海域の類型はI～IVの4類型あり、IIの場合は多様な水産生物がバランスよく安定して漁獲される水質です。

4 良好な生活環境の確保

舞鶴湾・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果を見ると、すべての基準点で毎年、環境基準を達成しています。



ダイオキシン類

環境基準

年間平均値が1.0pg-TEQ/m³以下であること。

《河川の状況》

河川の環境基準は、由良川、伊佐津川、河辺川（ダイオキシン類は伊佐津川と河辺川のみ）に設定されており、京都府と国土交通省が毎月水質を測定しています。そのほか、市では年4回26カ所で河川の水質測定を実施しています。

【測定箇所】 ①由良川(由良川橋)、②伊佐津川(相生橋)、③河辺川(第一河辺川橋)、④高野川(新橋)、⑤与保呂川(桜橋)

①由良川(八雲橋)、②福井川(福井橋)、③女布川(出合橋)、④池内川(山崎橋)、⑤高野川(大橋)、⑥伊佐津川(新相生橋)、⑦大手川(田辺橋)、⑧大手川(裁判所前)、⑨静溪川(新静溪橋)、⑩吉原入江(港橋)、⑪天清川(天清橋)、⑫米田川(相生小橋)、⑬余部下水路(ジャパン マリンユナイテッド前)、⑭榎川(細谷橋)、⑮寺川(森三本木)、⑯寺川(初瀬橋)、⑰寺川(八島橋)、⑱与保呂川(養老橋)、⑲祖母谷川(浪速橋)、⑳堀川(乙姫橋)、㉑志楽川(竜宮橋)、㉒松島川(八島通角)、㉓朝来川(浜田橋)、㉔河辺川(第一河辺橋下流)、㉕黒田川(赤野橋上流)、㉖大丹生川(花迫口橋)

※①～⑤は国・府測定河川、①～㉖は市測定河川

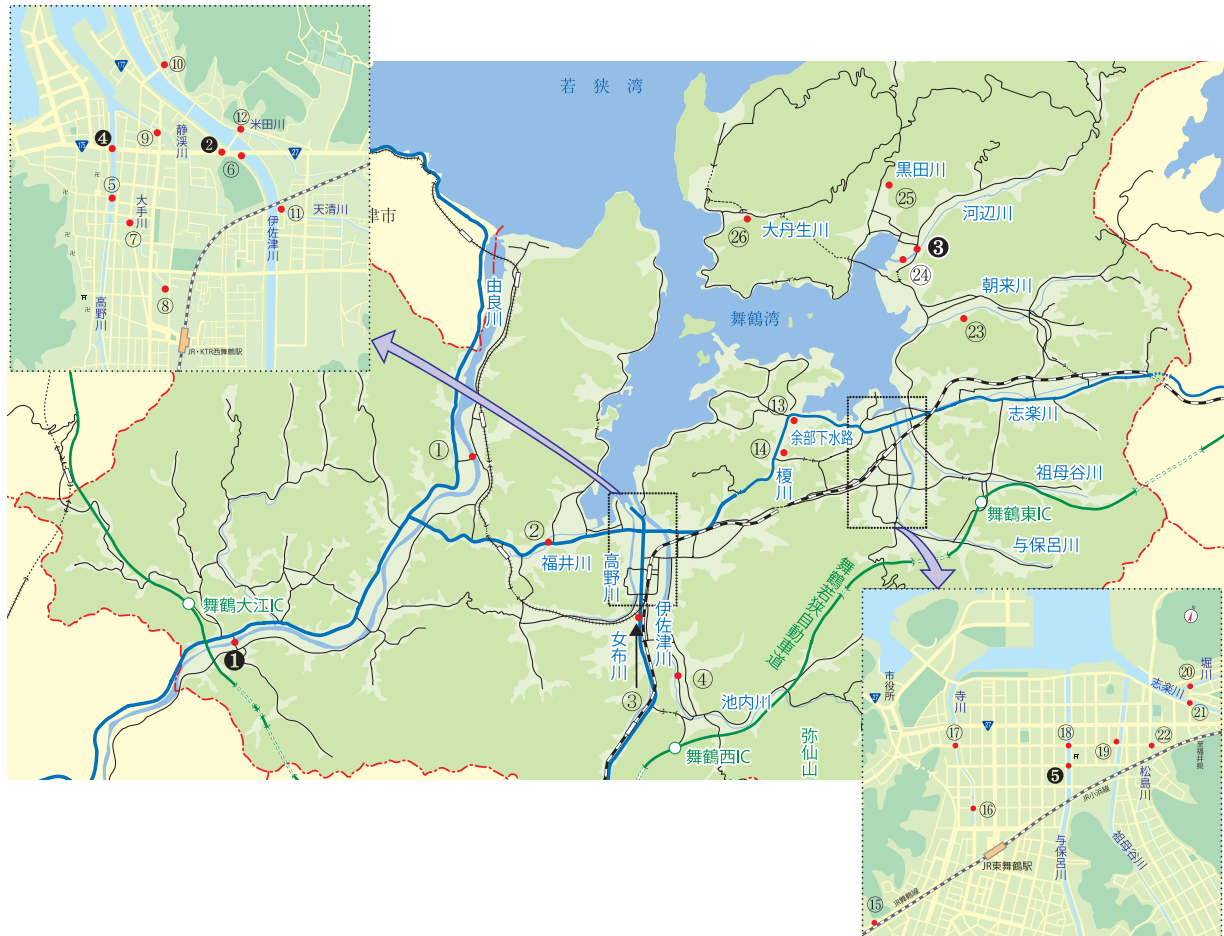
※各河川の詳細データは別冊資料集に掲載しています。



由良川(国府測定河川)

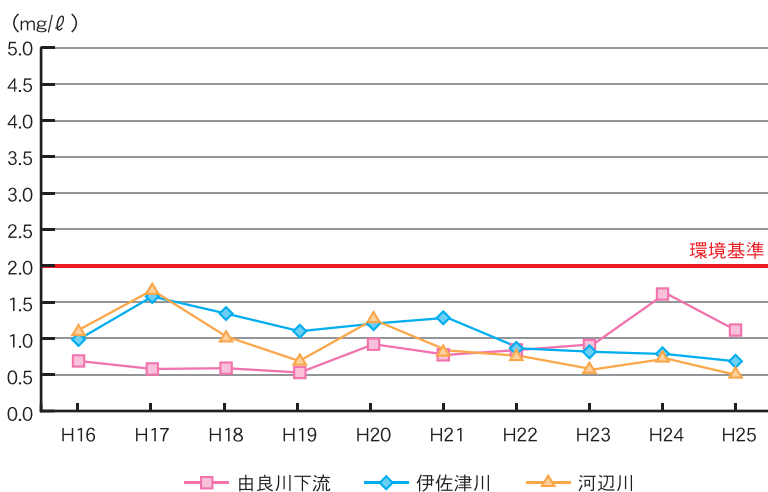


与保呂川(市測定河川)



河川・BOD測定結果

平成16～25年度の10年間、3河川ともに年間の環境基準を達成しており、きれいな河川といえます。なお、由良川下流の環境基準点は5カ所あり、そのすべてで基準を満たしている場合に達成したことになります。上記同期間で残り4カ所（綾部市2カ所、福知山市2カ所）も年間の環境基準を達成しています。



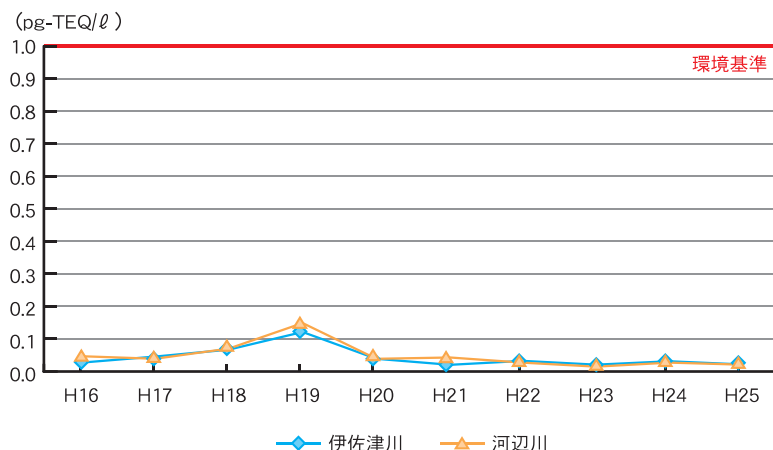
BOD指定類型A(※)
環境基準
1日平均値が2.0mg/ℓ以下であること。
年間の環境基準評価方法
環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが環境基準(2.0mg/ℓ)以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれも環境基準に適合していること。

※ 指定類型…河川、湖沼、海域の環境基準は、水の利用目的に応じて定められており、その利水目的に適した水域を区分し類型を指定しています。
また、河川の類型はA～Eの6種類あり、Aの場合は通常の水道水として利用でき、ヤマメ、イワナなどの海産物が生息できる水質です。

4 良好な生活環境の確保

河川・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果をみると、いずれの基準点でも毎年、環境基準を下回っています。



ダイオキシン類	
環境基準	
年間平均値が1.0pg-TEQ/m以下であること。	

● 水質汚濁の抑制と改善

市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 環境負荷が少ない農林水産業の促進

《エコファーマー》

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に優しい農業に取り組む計画をたて、その計画が知事の認定を受けた農業者（個人または法人）の愛称です。

平成25年度末までに舞鶴市内でエコファーマーの認定を受けた件数は59件です。認定を受けた農産物には、エコファーマーマーク（右イラストは一例）を付けることができます。



《海のエコラベル》

海のエコラベルは、禁漁区域や期間を定めるなど、環境に配慮した持続可能な漁業（MSC 認証取得漁業※）により漁獲された水産物に付けられるラベル（左イラスト）のことです。

京都府内では現在、京都府機船底曳網漁業連合会に所属する11隻の漁船（うち5隻が舞鶴港）が行うアカガレイ漁業が認証を受けています。（平成20年取得）

※MSC 認証取得漁業…海洋管理協議会（MSC：Marine Stewardship Council）が定めた基準にのっとり、第三者機関の認証を受けた漁業。

● 水洗化の普及促進

水洗化人口（公共下水道（特環＝特定環境保全公共下水道を含む）、農・漁業集落排水、合併浄化槽）は、71,264人（水洗化率87.6%）となっており、24年度（71,005人、水洗化率87.3%）と比べ、人口比で約1.0%（水洗化率は0.3ポイント）水洗化が進んでいます。

し尿の収集量は、15,153^{キログラム}（24年度16,416^{キログラム}・前年度比約7.7%減）。公共下水道事業や集落排水事業、公設浄化槽整備事業により水洗化が進んだことで減少しています。また、浄化槽汚泥の収集量は8,137^{キログラム}（24年度9,163^{キログラム}・前年度比約11.2%減）で、公共下水道等の整備により減少しています。

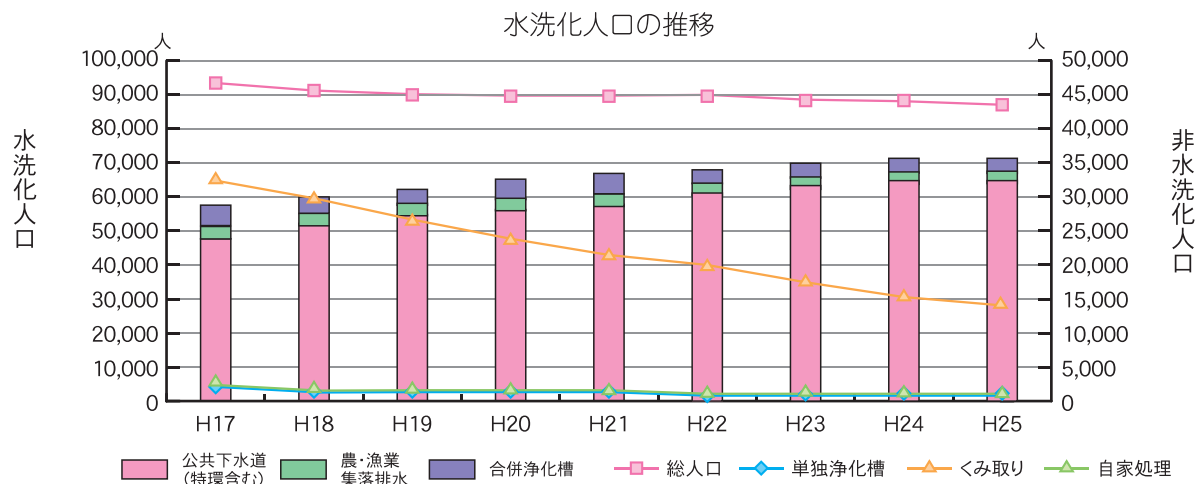
水洗化人口の推移

（単位：人）

項 目	H21	H22	H23	H24	H25
人 口	90,695	89,899	88,869	87,909	86,967
く み 取 り 人 口	21,825	19,987	17,162	15,146	14,157
浄 化 槽 人 口	合併 浄 化 槽	4,900	4,581	4,496	4,123
	単 独 浄 化 槽	1,011	877	786	711
農・漁業集落排水施設人口	2,058	2,082	2,082	2,024	2,063
公共下水道（特環含む）人口	59,469	61,132	63,248	64,858	65,296
自 家 処 理 人 口	1,432	1,240	1,095	1,008	835

※人口は各年度末人口（外国人含む）

資料 市下水道部、市生活環境課



資料 市生活環境課

し尿量等の推移

区 分	単位	H21	H22	H23	H24	H25
し 尿 収 集 量	kg (^{キログラム})	25,667.2	21,144.9	19,486.6	16,416.4	15,153.4
浄 化 槽 汚 泥 収 集 量		10,068.8	10,698.4	9,206.5	9,163.1	8,136.5
し 尿 処 理 施 設 投 入 量		35,736.0	31,843.3	28,693.1	25,579.5	23,289.9
1 日 当 たり 処 理 量		97.9	87.2	78.4	70.1	63.8
し 尿 収 集 件 数	件	74,101.0	65,955.0	60,623.0	54,597.0	50,053.0
浄 化 槽 汚 泥 収 集 件 数		2,136.0	2,028.0	1,942.0	1,925.0	2,136.0

※閏年(平成23年度)は1年を366日として計算。

資料 市生活環境課

生活環境の保全

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
自動車騒音の環境基準が超過している地点数 (箇所)					
11	5	6	7		5
達成度 (%)	100	83.3	71.4		100
生活公害の苦情件数 (件)					
71	52	43	40		30
達成度 (%)	57.7	69.8	75.0		100

● 騒音・振動公害対策の推進

騒音には、環境基準の他に騒音規制法により要請限度^(※)が定められています。市では、国道、府道の自動車騒音及び一般地域の環境騒音を毎年測定し、環境基準の達成度を評価しています。また、振動にも要請限度^(※)が定められており、道路交通振動を毎年測定しています。

※要請限度 … 自動車騒音や道路交通振動の限度で、その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市は公安委員会や道路管理者に必要な処置をとるよう要請や意見を述べることができます。



騒音測定

騒音の状況 (等価騒音レベルの測定結果)

等価騒音レベルは、一定期間の平均的な騒音の程度をあらわします。平成25年度は19カ所のうち、昼間に5カ所、夜間に7カ所が環境基準を超過しています。なお、要請限度を超過した地点はありませんでした。

① 京都府測定分

単位: db (デシベル)

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル																	
			H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
道路に面する地域	27号	小倉60	70	68	70	68	70	68	71	69	71	69	74	71	—	—	—	—	—	—
	27号	上安1925	72	69	73	70	74	70	73	69	73	70	73	68	—	—	—	—	—	—
	27号	京田30	71	—	—	—	70	67	70	66	—	—	71	67	—	—	—	—	—	—
	27号	溝尻150-11	69	68	70	69	71	69	72	70	71	69	72	69	—	—	—	—	—	—
	27号	田中町19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68	63	—	—	—	—
	27号	北吸無番地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66	64	—	—	—	—
	175号	下福井901	—	—	—	—	71	68	71	68	—	—	70	67	—	—	—	—	—	—
	175号	下福井735	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69	64	—	—
	舞鶴野原港高浜線	泉源寺175-2	67	61	68	62	—	—	—	—	68	61	—	—	—	—	—	—	—	—
	小倉西舞鶴線	倉谷1499	64	60	64	59	—	—	—	—	68	64	—	—	69	64	—	—	—	—
主要地方道	小倉西舞鶴線	行永291	—	—	—	—	62	57	62	57	—	—	64	58	64	58	—	—	—	—

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 京都府

②舞鶴市測定分

単位：db（デシベル）

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル															
			H16(※2)		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
道路に面する地域	27号	真倉416-1	67	65	—	—	67	66	66	65	—	—	61	59	—	—	60	58
	27号	十倉60-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	71	68
	27号	北田辺170-5	69	67	64	62	—	—	64	61	—	—	63	60	—	—	66	63
	27号	上安642-5	75	71	75	72	75	71	76	72	76	73	73	69	74	67	73	68
	27号	北吸1039-3	72	70	72	69	72	69	70	67	70	67	65	62	—	—	65	61
	27号	浜2006-13	70	68	72	70	71	69	71	69	71	68	70	67	72	66	71	67
	27号	田中町4-1	68	66	69	68	70	68	70	69	70	68	70	67	70	65	—	71
	27号	小倉11	71	69	72	69	72	70	74	70	73	71	72	69	72	71	73	70
	175号	上福井100-1	71	68	71	69	73	70	74	70	72	69	72	69	73	70	72	68
	175号	寺内4-13	72	71	72	70	73	70	73	70	71	68	70	67	65	61	—	69
	177号	魚屋243-2	—	—	62	56	—	—	62	55	—	—	61	56	—	—	59	53
	東舞鶴・停車場線	浜764	66	59	—	—	67	60	—	—	68	61	—	—	66	57	—	67
	舞鶴和知線	北浜町9-2	66	60	—	—	64	59	—	—	63	57	—	—	64	58	—	64
	舞鶴和知線	行永451-4	64	57	—	—	64	56	—	—	62	58	—	—	62	55	—	62
	志高西舞鶴線	公文名104-3	—	—	63	54	—	—	62	54	—	—	63	54	—	—	60	50
	舞鶴綾部福知山線	七日市99-1	—	—	64	56	—	—	62	54	—	—	62	54	—	—	63	54
	小倉西舞鶴線	森284-3	68	64	—	—	70	66	69	65	—	—	70	65	—	—	71	65
	小倉西舞鶴線	福来199-3	—	—	67	62	—	—	66	63	—	—	63	58	—	—	63	59
	小倉西舞鶴線	清美が丘4-4	72	67	72	67	71	67	71	67	72	67	68	63	—	—	69	64
	小倉西舞鶴線	行永2845-4	67	63	—	—	65	60	—	—	64	59	—	—	65	59	—	68
	舞鶴野原港高浜線	大波下421-2	—	—	71	62	71	63	71	63	70	61	—	—	70	61	—	69
	物部西舞鶴線	上福井944-3	—	—	53	48	—	—	53	52	—	—	55	49	—	—	54	51
	由良・金ヶ岬・上福井線	喜多194-2	—	—	58	49	—	—	56	47	—	—	57	53	—	—	57	56
	余部下舞鶴港線	長浜103	64	55	—	—	63	54	—	—	63	53	—	—	62	52	—	62
	老富・舞鶴線	常9-2	65	57	—	—	65	57	—	—	64	58	—	—	64	58	—	64
	高浜・舞鶴線	安岡585	67	59	—	—	66	59	—	—	65	58	—	—	66	58	—	65
	西舞鶴停車場線	引土7-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58	52
一般地域	—	愛宕中町7-4	54	47	54	47	55	48	54	46	54	49	53	52	54	45	—	—
	—	常363	53	48	47	41	—	—	52	46	52	44	—	—	55	46	50	42
	—	高野由里233	—	—	48	41	—	—	50	45	—	—	52	49	52	48	50	43
	—	伊佐津603	—	—	48	48	45	—	—	49	52	47	46	50	48	47	39	—

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 市生活環境課

道路に面する地域の基準（※3）

	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
環境基準（等価騒音レベル）	70db以下	65db以下
要請限度（等価騒音レベル）	75db以下	70db以下

一般地域の基準（※4）

	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
環境基準（等価騒音レベル）	55db以下	45db以下

騒音レベル	騒音の大きさの例	備考
80db	地下鉄の車内	うるさい ↑ ↓ 静か
70db	電話のベル	
60db	普通の会話	
50db	静かな事務所	
40db	図書館	

※1 ー：測定未実施

京都府測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が良くない地点は翌年度も測定しています。舞鶴市測定分：隔年の測定です。ただし測定結果が環境基準を超過した地点は翌年度も測定しています。

※2 測定結果は平成14年度から小数点第1位を四捨五入しています。

※3 道路に面する地域の測定箇所はすべて幹線道路近接空間であるために、環境基準と要請限度は地域の用途に関係なく同一の基準が適用されます。

※4 一般地域の環境基準は、住居地域の基準です。一般地域には、要請限度は適用されません。

騒音の状況（自動車騒音面的評価結果 ※1）

①京都府評価分（～H23）、舞鶴市評価分（H24～）

単位：%

区分	道路名	調査区間	環境基準達成率（※2）															
			H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
道路に面する地域	27号	吉坂～小倉	91	57	72	65	89	55	85	55	94	69	58	60	—	—	—	—
	27号	北吸～余部下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	—
	27号	余部下～魚屋	61	58	61	58	60	58	61	59	68	66	59	59	—	—	—	—
	27号	魚屋～京田	—	—	—	—	89	87	89	89	—	—	81	80	—	—	—	—
	27号	魚屋～円満寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
	27号	溝尻～北吸	100	70	100	69	92	69	79	69	77	74	70	73	—	—	—	—
	27号	小倉～溝尻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	—
	175号	下福井～魚屋	—	—	—	—	81	78	80	78	—	—	82	81	—	—	—	—
	175号	八田～下福井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	—
	177号	北田辺～魚屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
	東舞鶴・停車場線	浜町～浜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100
	舞鶴野原港高浜線	溝尻～中田	98	97	98	97	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—	99	98
	小倉西舞鶴線	小倉～行永	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100
	小倉西舞鶴線	天台～南田辺	100	100	100	100	—	—	—	—	100	100	—	—	99	99	—	—
主要地方道	小倉西舞鶴線	行永～森	—	—	—	—	100	100	100	100	—	—	98	98	100	100	—	99
	小倉西舞鶴線	森～上安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
	由良・金ヶ岬・上福井線	白杉～下福井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
	由良・金ヶ岬・上福井線	白杉～下福井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100

環境基準達成率：100%達成 70～99%達成 40～69%達成 40%未満

資料 京都府（～H23）・舞鶴市（H24～）

※1 面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。平成25年度は舞鶴市で5区間の評価を実施。

※2 調査区間内の道路に面する地域（道路沿道両側50メートル）に立地する住居等のうち、環境基準を達成している戸数の割合。

4 良好な生活環境の確保

振動の状況（振動の測定結果 ※1）

本市域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域を除き用途が定められている地域は、道路交通振動に係る要請限度の適用地域です。

本市では、交通量が多い地域やこれまでに振動に係る苦情があった地点の8カ所で簡易的に振動の測定をしています。振動レベルは毎年、要請限度と比較して相当程度低くなっています。

①舞鶴市測定分

単位：db（デシベル）（L10※2）

用途地域の 区分	測定地点 ※3	昼間(8時～19時)												夜間(19時～8時)											
		要請 限度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	要請 限度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
商 業	寺内4-13	70	49	47	45	46	49	53	43	50	50	45	65	47	45	40	42	50	48	40	41	48	45		
商 業	北田辺170-6	70	47	41	41	47	35	45	43	50	48	44	65	36	33	29	40	38	47	39	42	38	34		
準住居	南田辺84	70	42	41	34	38	35	43	39	40	41	44	65	37	36	32	39	41	44	39	39	37	38		
商 業	上安612	65	49	48	48	49	51	49	48	51	53	45	60	44	46	50	44	49	50	35	54	51	49		
近隣商業	余部上292	70	48	44	51	47	47	50	41	49	47	45	65	49	42	50	42	43	47	34	46	51	41		
商 業	北吸729	70	41	41	43	44	49	48	42	43	47	40	65	42	40	38	44	45	46	37	40	42	40		
商 業	溝尻81-5	70	48	45	47	45	46	48	41	45	52	47	65	45	41	45	44	46	49	37	48	49	44		
商 業	市場28	70	48	46	48	48	50	48	45	52	49	47	65	51	48	46	44	50	51	41	52	52	46		

要請限度超過

資料 市生活環境課

※1 測定結果は各地点で10分程度、簡易的に測定したもので、参考値です。

※2 L10：測定値を小さなものから順に並べ、上位と下位それぞれの10%のデータを切り捨てた残りの最大値のことで、振動の評価に使われます。

※3 測定地点は道路端です。

振動レベル	振動のめやす	備考
80db	家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと音をたてる	大きい ↑ ↓ 小さい
70db	大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動く	
60db	静止している人にだけ感じる	
50db	人体に感じない程度	

● 野焼きの防止

野焼きの苦情に対して、その行為者に指導を行っています。また、市ホームページや市発行の冊子で、野焼きをしないよう啓発を行っています。

● 環境保全の監視・指導の強化

市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

騒音・振動規制法で、特に著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業と定め、それに該当する工事の作業時間等の規制遵守を呼び掛けています。

公害苦情件数の内訳

公害に関する苦情は、地域住民の日常生活に直接関連した問題がほとんどです。平成25年度に受けた苦情の件数は40件で、平成24年度と比べ3件減少しました。

大気と水質に関するものが最も多く、ともに12件でした。

